

最高裁秘書第4247号

平成29年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

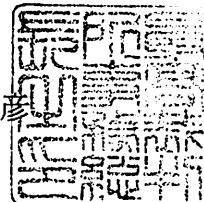
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第56号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成 29 年 10 月 12 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成 29 年 10 月 12 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が開示した文書（平成 29 年 1 月 19 日付け「裁判所における情報セキュリティと IT について（情報政策課からの説明）」）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした判断に対し、裁判所の情報セキュリティ対策は政府機関の情報セキュリティ対策に準拠しているところ、政府機関の情報セキュリティ対策については、内閣サイバーセキュリティセンターの HP で一通り公開されているため、開示された本件対象文書の全部が不開示情報に該当するとはいえない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成 28 年度新任判事補研修における配付資料（開催案内は除くが、日程表、参加者名簿等を含む。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年7月27日付けで本件対象文書の一部を不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所が本件対象文書のうち一部不開示とした情報は、裁判所における情報セキュリティの具体的対策、リスク、事故事例及び裁判所におけるIT整備状況に関する情報である。

これらは、公にすることにより、裁判所のネットワーク機器の仕様、サイバーアクセスの糸口等を推測させ、悪意のある者の攻撃を容易にし、情報セキュリティの確保に脅威を生じさせるおそれがあり、行政機関情報公開法第5条第6号に規定する不開示情報に相当する情報であると考えられることから、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第2の2に該当し、不開示とすべきである。

したがって、原判断は相当であると考える。